

契約電流10A~30Aのお客さま向け

ポイントプラン



カテエネとは?
「カテエネ」は家庭向けWEB会員サービス。電気を上手に使う、おトクに省エネできるWEBサイトです!

オススメ

カテエネポイントを電気料金のお支払い^{※1}にご利用いただける料金メニュー!

加入対象

- 契約電流が10A~30Aの電灯契約のお客さまを対象としています。
- 2年間の継続利用が加入条件となります。

カテエネポイントのご利用イメージ

カテエネポイントのため方

- カテエネ新規登録で100Pプレゼント
- 電気料金に応じて毎月ポイントがたまる
毎月の電気のお支払額^{※2}に応じて、**200円(税込)につき1P**が自動的にたまります!
- 家族ポイント割
ご実家や一人暮らしのお子さま、単身赴任のご家族など2親等以内のご家族とつながると、それぞれのご家族に毎年**1,200P**たまります^{※3}。
- 電気のご使用実績やコラムなどのチェックで、**年間最大720P**がたまる

注)ポイントをご利用いただけるのは、1契約に対しておひとりさまとさせていただきます。

※1 「1P=1円」として、100P(100円)単位でご利用いただけます。また、ためたポイントは、電気料金のお支払いのほか、提携先ポイントやギフトカードへの交換等にご利用いただけます。
※2 再生可能エネルギー発電促進賦課金は対象外となります。また、お支払期限内にお支払いいただいた料金が対象です。
※3 カテエネにログイン後、メールまたはLINEにてお申込みが必要です。

電気料金単価表

2023年4月1日より適用

| 区分 | | 単位 | 料金単価 ^{※4} (円/税込) |
|--------|-------------------|-----------|---------------------------|
| 基本料金 | 契約電流 10A | ひと月につき | 297.00 |
| | 契約電流 15A | | 445.50 |
| | 契約電流 20A | | 594.00 |
| | 契約電流 30A | | 891.00 |
| 電力量料金 | 最初の120kWhまで | 1kWhにつき | 21.33 |
| | 120kWhをこえ300kWhまで | | 25.80 |
| | 300kWhをこえる | | 28.75 |
| 最低月額料金 | | ひと月1契約につき | 266.06 |

※4 燃料費調整単価は含まれておりません。

家庭向けWEB会員サービス「カテエネ」では、ポイントサービスをはじめ暮らしに役立つサービスをご用意しています。

カテエネは、パソコン・スマホから
ご登録いただけます! **登録無料**

家庭向けWEB会員サービス

カテエネ

カテエネ



<https://katene.chuden.jp/>



※カテエネへのご登録およびご利用は無料です。ただし、インターネット接続料および通信料はお客さまのご負担となります。 ※本リーフレット記載の料金には、消費税等相当額10%を含みます。
※供給設備の工事または自然災害等による停電(使用制限含む)時の料金割引措置は、ポイントプランにはございません。

1 ご契約の申込み、成立および契約期間について

- (1) お客さまが新たに需給契約をご希望される場合は、あらかじめ当社が別途定める基本契約要綱(低圧)(以下、「基本契約要綱」といいます)、適用を希望される個別要綱および中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者(以下、あわせて「一般送配電事業者等」といいます)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます)における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、契約種別、適用を希望される個別要綱、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。
- (2) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます)の翌年度の末日までといたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

2 供給開始予定日について

- 原則として、次のいずれかに該当する日を供給開始予定日といたします。
- (1) 他社から小売電気事業者を切替えるお客さまの場合は、お申込みいただいた日の当月、翌月または、翌々月の検針日といたします。
 - (2) 現在ご契約中の電気料金メニューをご変更されるお客さまの場合は、お申込みいただいた日以降、最初に到来する検針日またはその次に到来する検針日といたします。
 - (3) (1)、(2)以外のお客さまの場合は、当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

3 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電圧によって決まる「基本料金」(注)と、使用電力量に応じて決まる「電力量料金(燃料費調整額を含む)」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
- ※燃料費調整額とは、電気をつくるために必要な燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整額は、当社ホームページでご確認ください。
- ※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、使用電力量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

<計算方法>

電気料金=基本料金(税込)+電力量料金単価(税込)×使用電力量+燃料費調整単価(税込)×使用電力量-口座振替初回引落しと割引額(税込)+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×使用電力量

- ※全電気をお使いにならない場合(当月の使用電力量が0クワット時の場合)の基本料金は、期間と異なります。
- ※方エネポイント料金をお支払いにご利用いただけます。
- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月間とし、その間の使用電力量にもとづき計算した金額を請求させていただきます(新規のご契約時等で、やむをえず検針日に検針が行われなかった場合には、翌月まとめて請求させていただきますことがあります)。また、お引越等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。
 - (2) お客さまが料金を支払期日(検針日の翌日から30日目)を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいたしません。

4 契約電流・容量・電力について

お申込みいただいた契約電流、契約主閉開器、契約負荷設備の内容をもとに、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱にもとづき算定した容量といたします。

5 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。周波数は、標準周波数60ヘルツ(一部地域は50ヘルツ)といたします。

6 工事費負担金等相当額の負担について

- (1) 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまに負担していただきます。
- (2) 当社が一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

7 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

- ・クレジットカード支払 ・口座振替支払 ・電子決済 ・振込用紙支払
- ※電子決済とは、お客さまにご登録いただいた携帯電話番号(ショートメッセージサービス(以下、SMS)といえます)を用いて、ご請求情報およびお支払い方法を通知し、お支払いいただく方法です。
- ※クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。
- ※クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合、お客さまの事情等によりSMSを配信できない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

8 帳票発行手数料について

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに支払っていただきます。なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。
 - ア お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合
 - イ お客さまが、7に定める振込用紙支払を希望され、当社が振込用紙を発行した場合
- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。
 - ア(1)の場合100円(税込)
 - イ(1)の場合220円(税込)

9 使用電力量の算定方法について

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまとの協議によって定めます。

10 ご契約の変更、解約、お申込みの撤回およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更をご希望される場合は、1(1)に定める新たに需給契約をご希望される場合に準じてお申込みをしていただきます。また、ご契約の解約、お申込みの撤回をご希望される場合は、当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の解約または変更の日、料金をお客さまに精算していただきます。
- (3) 契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとするお客さまが、当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで新たに施設した供給設備を撤去することが明らかになったときは、(2)に準じて料金を精算していただきます。
- (4) (2)および(3)の場合で、当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。

11 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
 - ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなおお支払いしない場合
 - イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます)の料金を支払期日をさらに20日経過してなおお支払いしない場合
 - ウ 基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額)その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合
 - エ その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき
 - オ その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ通知をされないと、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、需給契約を解約いたします。

12 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、11 当社からの申し出による契約の解約に関する事項についての(2)イ～エに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について損害を賠償していただきます。

13 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社または一般送配電事業者等(当社または一般送配電事業者等が委託した業者を含みます)は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

14 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ア 引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかで場合で、一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

15 信用情報の共有について

お客さまが、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社が定める期日を経過してなおお支払いしない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報(お客さまを識別できる情報をいいます)を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

16 その他

- (1) 上記に記載のない事項については、基本契約要綱、お客さまが適用を受ける個別要綱および託送約款等によります。なお、基本契約要綱および個別要綱は、当社ホームページからご確認ください。託送約款等については、一般送配電事業者等のホームページからご確認ください。
- (2) お客さまのご契約を更新または変更する場合は、更新または変更の前は、新たな契約期間または変更しようとする内容を、更新または変更の後は、新たな契約期間または変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法(お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等)をいいます)等によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更前は変更しようとする内容を、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) (2)、(3)について、お客さまが希望されることを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。